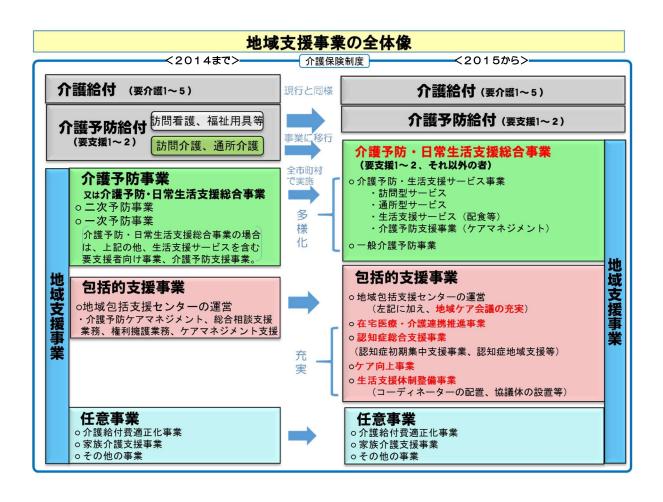
第4章 介護予防と生きがい対策の推進

1 介護予防の取組への支援

現状・第7期計画の評価

<市町村の支援(介護予防)>

- 県では、高齢者が要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を 目指すことを支援するために、介護予防事業の実施主体である市町村を支援しています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業では、要介護認定にて要支援1・2を受けた者もしくは基本チェックリストの該当者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき住民主体や基準緩和型等の多様なサービスを提供しています。なお、2021年4月1日より、市町村の補助により実施される介護予防・生活支援サービスについて継続的に利用する要介護者を事業の対象とすることができることとなります。一般介護予防事業は、第1号被保険者全員に対して、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援、介護予防に関する普及啓発等を実施しています。
- 市町村が介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施できるよう市町村職員や地域包括支援センター職員に対し、先進事例の紹介や地域の課題を検討する研修を実施しています。



- 介護予防の取組を推進するため、地域における介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職の育成や、介護予防・自立支援に関する専門的な知識を有するアドバイザーの市町村への派遣を行っています。
- 地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントを始め、保健・医療・福祉に関する 総合相談や権利擁護業務など多様な業務が実施されています。

◇ 地域包括支援センター設置数

(2020年11月30日現在)

	圏	域	i	地域包括支援 センター数	圏域	地域包括支援 センター数
名古	名古屋・尾張中部			3 4	西三河北部	3 1
海			部	1 3	西三河南部東	2 1
尾	張	東	部	1 8	西三河南部西	2 7
尾	張	西	部	1 3	東三河北部	4
尾	張	北	部	3 0	東三河南部	3 0
知	多	半	島	1 1	県 全 体	2 3 2

- (注) 県内の 232 箇所の地域包括支援センターのうち、市町村直営のセンター が 10 箇所、社会福祉法人等へ委託しているセンターが 222 箇所。
- 市町村における地域包括ケアシステム構築への取組状況を客観的に把握し、地域における課題を明確化して、市町村による「地域マネジメント」を支援するため、全県的に統一した評価指標を策定しました。
- 介護予防のための通いの場について、高齢者の孤立を防ぎ、社会参加を促進するため、高齢者が参加しやすいように配慮した通いの場をモデル事業として3か年(2019~2021年度)にわたって実施しています。
- 高齢者に対する健診等の保健事業は、75歳以上については後期高齢者医療広域連合が実施主体となりますが、それ以前は国民健康保険を始めとする保険者ごとに実施されています。また、介護予防は市町村ごとに実施されており、それぞれが管理する健康状況や生活機能の情報が連携されていないという課題があるため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組の推進が求められています。

<高齢者の健康>

- 健康寿命の延伸を図るため、県民向けの健康教育講座の開催や健康情報ポータルサイト「あいち健康ナビ」による情報提供を実施しています。
- フレイルの前段階でみられる口腔機能の衰えに対する支援の重要性についての啓発が求められています。
- 「70歳代で年1回以上歯の検診を受けている者の割合」の増加と全ての県民の8020(80歳で20本以上の自分の歯を保つ)達成を目指して、歯周病による歯の喪失防止と口腔機能の維持のための歯科検診の重要性について、様々な機会をとらえた啓発が求められています。

基本方針

<市町村の支援(介護予防)>

- 市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施を支援します。
- 介護予防の取組を推進するため、市町村や地域包括支援センターへの支援体制を充実します。
- 地域の介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職等を育成します。
- 市町村の地域包括ケアシステム構築への取組の支援を行っていきます。
- 介護予防のための通いの場について、モデル事業で得られた運営ノウハウ等を市町村に普及 していきます。
- 市町村等における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組みについて、事業が着実 に進むよう支援します。

<高齢者の健康>

- 高齢者が元気に自立した生活を送り健康寿命を伸ばすことができるよう、がんや循環器疾患、 糖尿病といった生活習慣病の発症予防・重症化防止とともに、フレイル予防・介護予防に役立 つ情報を提供します。
- 8020達成と口腔機能の維持に向けて、市町村で実施される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における口腔関連の取組の推進を支援するとともに、定期的に歯科検診を受けることの重要性を広く啓発に努めます。

2023年度までの目標

<市町村の支援(介護予防)>

- 市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業の推進及び互助・インフォーマルな支援を推進するため、研修の実施による人材育成等の支援を行います。
- 介護予防の取組を推進するため、地域における介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職の育成や派遣、介護予防・自立支援に関する専門的な知識を有するアドバイザーの市町村への派遣を行います。
- 全県的に統一した市町村の地域包括ケアシステム構築への取組を評価する評価指標により、 市町村の地域課題の分析や地域マネジメントの支援を行います。
- 介護予防のための通いの場について、高齢者の孤立を防ぎ、社会参加を促進するため、高齢者が参加しやすいように配慮した通いの場をモデル事業として3か年(2019~2021年度)にわたって実施し、得られた運営ノウハウ等を市町村に普及していきます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、優良事例の横展開を行うことなどにより、市町村、後期高齢者医療広域連合への支援を行います。

<高齢者の健康>

- 高齢者が元気に自立した生活を送り健康寿命を伸ばすことができるよう、がんや循環器疾患、 糖尿病といった生活習慣病の発症予防・重症化防止とともに、フレイル予防・介護予防に役立 つ情報を提供します。
- 市町村や関係機関等と連携し、高齢者の運動、社会参加、バランスのよい食事、歯と口腔の 健康など、口腔関連の取組の推進を図ります。
- 70 歳の定期的な歯科検診と口腔機能の評価の重要性を啓発するとともに、75 歳以上の後期 高齢者歯科健診を全ての市町村で実施するよう促します。また、市町村・関係団体と連携し、 生涯を通じて定期的な歯科検診の受診を推進します。

主要施策・事業

項目	実施 主体	現状	2023年度 までの目標	事 業 内 容
各市町村におけ る地域包括ケア 評価指標全項目 の実施率	市町村	79% (2019 年度)	100% (2024 年度)	各市町村の評価指標の全 項目の実施率 100%を目指 して支援を行う。
介護予防に資す る通いの場への 参加率の向上	市町村	5.0% (2019 年度)	7.0%	介護予防に資する通いの 場への参加率の向上を図 る。
高齢者の保健事 業と介護予防を 一体的に実施す る市町村数	市町村	2020 年度 から開始	全市町村 (2024 年度)	市町村に対する優良事例 の横展開などを行う。

2 働く機会の確保

(1) 雇用の継続と再就職

現状・第7期計画の評価

- 少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境整備を目的として、2020年3月31日に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主として「高年齢者就業確保措置」のいずれかを制度化する努力義務が設けられました。(2021年4月1日から施行)
- 31 人以上の規模を有する企業のうち、65 歳までの雇用機会の確保について事業者に義務付けした「高年齢者雇用確保措置」を実施している企業の割合は、100%(2020年6月調査)となっています。
- 希望者全員が66歳以上まで働ける企業は、2019年6月時点の調査では1,101社でしたが、2020年6月時点の調査では1,178社となっています。
 また、70歳以上まで働ける制度のある企業の割合は2019年6月時点では3,129社に対して、2020年6月時点では、3,400社となっています。
- 70歳までの就業機会の確保を可能とする環境の整備を着実に進め、意欲と能力があれば年齢 にかかわりなく働ける機運醸成を目的として、高年齢者雇用推進セミナーを開催しています。

【開催状況】

開催日	2018年 10月9日	2019 年 10 月 7 日	2020年 10月 22日
内 容	・講演 ・先進事例発表 ・パネル ディスカッション	・講演 ・パネル ディスカッション	・制度改正説明 ・講演
参加者	334 名	410 名	133 名

- 厚生労働省は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高年齢者の雇用・ 就業についての目標及び施策の基本的考え方を、労使を始め国民に広く示すとともに、事業主が 行うべき諸条件の整備等に関する指針を示すこと等により、高年齢者の雇用の安定の確保、再就 職の促進及び多様な就業機会の確保を図ることとしています。
- 高齢者個々の健康状態や就労意欲に応じ、就労からコミュニティビジネス、ボランティア等について幅広く情報提供を行う総合窓口を設置するなど、一体的な支援を行うための取組として、2020年度から高齢者がいきいきと輝くまちづくりモデル事業を実施しています。

基本方針

- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」本来の趣旨及び今般の法改正の趣旨に基づき、 定年の引上げや継続雇用制度の導入等を取り組む企業を支援し、意欲と能力のある高年齢者が いくつになっても働ける社会の実現に努めます。
- 高年齢者等の求職活動等を支援する各分野の関係機関との連携を図り、求職者のニーズに応じた就労支援に努めます。
- 高齢者が個々の健康の状態や意欲に応じた就労・社会参加を一体的に支援する取組について、 他の市町村へ情報提供します。

- 70歳までの多様な働き方を確保かつ充実に努める企業の増加を図ります。
- 求職活動を行っている中高年齢者の円滑かつ確実な再就職を支援します。
- モデル事業の実施報告書をもとに事業の実施結果を検証し、そこで明らかになった課題について新たな事業展開を行う際に活用していきます。

項目	実施 主体	事 業 内 容
高年齢者雇用確保措置 (70 歳までの定年の引き上げや継続雇用、定年廃止など) を実施する企業の増加の推進	県	70 歳まで継続して働ける雇用環境の整備を着実に進め、さらに意欲と能力があれば年齢にかかわりなく働ける機会を確保するための啓発を図ることを目的として、高年齢者雇用推進セミナーを開催する。
求職中の中高年齢者に対する再 就職の支援	県	就職活動を効果的に行うためのノウハウの学習 や、面接対策等の実習を行う、中高年齢離職者再 就職支援セミナーを開催する。 県内企業を中心に多様な働き方に対応できる企 業を開拓し、高年齢者向けの就職面接会を開催す る。

(2) 生きがい就業

現状・第7期計画の評価

- 定年退職後等の高年齢者に地域に密着した仕事を提供し、生きがいの充実、社会参加の促進 及び高年齢者の能力の活用を図る必要があります。
- シルバー人材センターでは、豊かな高齢社会の実現に向けて、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対し、地域の日常生活に密着した就業の機会を確保・提供しており、54市町村すべてに設置されています。
- 2019 年度のシルバー人材センターの会員数は35,391人、契約金総額は約162億円で、安全・ 適正な就業を推進しています。

区 分	2018 年度	2019 年度
会 員 数	35, 160 人	35, 391 人
契約金総額	15,824,216 千円	16, 192, 019 千円

基本方針

● 多様な形態の就業による高年齢者の生きがい対策を推進するため、高年齢者の能力を活かし、 そのニーズに応じた就業機会の確保・提供に取り組みます。

- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 39 条に基づくシルバー人材センターの業務 拡大については、労働力の確保が必要な地域であり、高齢者の就業機会の確保に相当程度寄与 することが見込まれる業種及び職種を必要に応じて指定します。
- 高年齢者に多様な就業機会を提供するシルバー人材センターへの入会の促進を図ります。

項目	実施主体	事 業 内 容
シルバー人材センター	県	シルバー人材センター事業を推進
会員の増加と就業機会	(公社) 愛知県シルバー	し、高年齢者の就業機会の確保・拡大
の確保	人材センター連合会	を図る。

(3) 農山漁村高齢者

現状・第7期計画の評価

- ◆ 本県で農業、漁業、林業に就業している人のうち、65 歳以上の割合は、農業 61.6% (2015年)、漁業 49.5% (60 才以上、2018年)、林業 28.0% (2018年) となっており、農林漁業者の高齢化率は、県内全体の就業者の高齢化率 (11.3%、2018年) に比べ、高くなっています。
- 農山漁村では、高齢者がこれまで培ってきた技術や経験を生かしながら、意欲や体力に応じて生産活動が行われ、高齢者が農林漁業や地域の活性化に積極的に取り組む事例がみられます。
- 新規就農者は、農業生産や地域の活性化に重要な役割を果たしており、2012年4月に県内8 か所にある農林水産事務所農業改良普及課内に設置した「農起業支援センター」での就農相談 窓口では、就農関連情報の提供や定年退職後の就農希望者等の相談にも応じています。2019年 度の相談件数(延べ)のうち、中高年(45歳以上)が占める割合は21%でした。
- 三河山間地域では、都市部と比較すると高齢化が進展しており、今後後期高齢者の増加が見込まれますが、できるだけ住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、生活環境や生活基盤の推進を行う必要があります。

基本方針

- 農業を支える多様な人材の確保・育成に努めるため、就農相談を実施するとともに地域の農業講座等の活用により、中高年の新規就農を支援します。
- 三河山間地域における高齢者等の活躍を促進する、安全安心で持続可能な地域社会づくりを めざします。

2023年度までの目標

● 三河山間地域における安全安心で持続可能な地域社会づくりを推進するため、「あいち山村振興ビジョン 2025」に位置付けられた、健康づくりや介護予防の推進、元気な高齢者の活躍への支援を行うとともに、介護人材の確保を含め、介護サービス基盤の充実に努めます。

項目	実施主体	現状	2023年度 までの目標	事業内容
新規就農中高 年齢者の確保	県	33人 (2019年5月2日 ~2020年5月1日)	年 18 人	農業講座等への誘導、栽培技術指導及び 就農相談対応により、 新規就農中高年齢者を 育成します。

3 社会参加の促進

(1) 学習活動

現状・第7期計画の評価

● 高齢者に学習の場を提供し、生きがいづくりや地域リーダーの養成を図るため、60歳以上の 高齢者を対象に「あいちシルバーカレッジ」を毎年開講しており、2020年度の定員数は県内5 会場で計630名となっております。

また、高齢者の地域活動の参加を促進するため、地域で活動するために必要な知識・ノウハウを学ぶ「地域活動支援科目」について、内容の拡充を図りました。

- 生涯学習情報システム (学びネットあいち) により、広く生涯学習情報を提供しており、2019 年度のトップページへのアクセス数は約20万3千件ありました。
- 各市町村においても、高齢者も対象とした健康・スポーツ・レクリエーションや芸術・文化など様々な生涯学習関連事業が実施されています。

基本方針

- 高齢者の学習機会を提供するとともに、学んだことを活かして地域で活動できる仕組みを作るため、「あいちシルバーカレッジ」の充実を図ります。
- 生涯学習情報システム(学びネットあいち)の提供情報の一層の充実を図り、県民の学習ニーズに応えます。また、いつでも、どこでも学習コンテンツ等を視聴できるよう、システムの充実に努めます。
- ◆ 各市町村の生涯学習関連事業が一層充実するよう働きかけていきます。

- 「あいちシルバーカレッジ」の卒業生が、培ってきた知識・経験や学んだことを活かして地域の社会活動や老人クラブの活動などに携われるよう、市町村社会福祉協議会等との連携を進めていくとともに、地域の社会活動の中核となる人材を養成するため、愛知県立大学と連携し、「あいちシルバーカレッジ」の卒業生を対象とした専門コースを新たに創設します。
- 「生涯学習情報システム(学びネットあいち)」については、より多岐にわたる情報を総合的に提供するなど内容の充実を図ります。
- 各市町村の生涯学習関連事業の実施状況を取りまとめて県のホームページで公表し、学習環境の充実を図ります。

主要施策・事業

項目	実施 主体	現状	2023年度 までの目標	事 業 内 容
地域活動の実践 につながる「あ いちシルバーカ レッジ専門コー ス」修了者数	県	_	毎年度 30 名	「あいちシルバーカレッジ」の卒業生を対象とした 専門コースを創設し、地域 活動の実践につながる学習 機会を提供するとともに、 地域の社会活動の中核とな る人材を養成する。

(2) 社会活動

現状・第7期計画の評価

- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣などの事業を実施しています。
- 生涯学習推進センターにおいて、ボランティアに関する相談・情報提供、登録制度など、生涯学習支援ボランティアを推進する環境を整備しています。
- 自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織として「老人クラブ」が結成されており、2020 年 3 月末現在、本県のクラブ数は、5,169 クラブ、会員数 342,939 人となっています。

ただし、60歳以上人口に対する加入者の比率が年々減少してきており、魅力ある「老人クラブ」とする取組が必要となっています。

そこで、愛知県老人クラブ連合会では、「愛知いきいきクラブ」を愛称として積極的に使用することなどで、「老人クラブ」のイメージアップと加入促進を図っています。

また、老人クラブの特色ある取組を集めた老人クラブ活動事例集を作成し、市町村等に配布することにより、老人クラブの会員確保とクラブ活動の活性化を図っています。

● 「老人クラブ」では、健康づくり、趣味、レクリエーション、学習活動など「生活を豊かにする活動」や、友愛活動、社会奉仕、伝承活動など「地域を豊かにする社会活動」を行っております。

そこで、友愛活動や生活支援活動、清掃・奉仕・環境活動などの事業に対し市町村を通じて助成しています。(2019年度:県の助成対象老人クラブは2,986クラブ、会員数229,641人)

基本方針

- 高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。
- 県民の学習ニーズが多様化・高度化するに伴い、生涯学習のためのボランティア活動に対する県民の関心が高まっていますので、生涯学習支援ボランティアの活動を支援します。
- 健康づくりや介護予防に関する取組のほか友愛活動など地域の見守り事業を推進するため、 老人クラブ活動を支援し、老人クラブの活性化を促します。

- 高齢者が持つ豊かな経験と知識を活かし、活発な社会活動を展開できるよう、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施します。
- 生涯学習支援ボランティアの推進については、県内の生涯学習推進のための中核的施設である生涯学習推進センターの運営事業の中で継続・充実します。

● 市町村老人クラブ活動等事業に対し助成するとともに、老人クラブの特色ある取組を集めた 老人クラブ活動事例集を作成し、市町村等へ配布することにより、老人クラブの会員確保とク ラブ活動の活性化を図っていきます。

項目	実施主体	事 業 内 容
高齢者の生きがいと健康 づくり推進事業	県	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣、「長寿情報」の提供事業など、高齢者が家庭や地域社会において豊かな経験と知識を生かし、活発な社会活動を展開できるようにするための事業を行う。
生涯学習支援ボランティアの推進	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団	生涯学習推進センターにおいて、様々な学習活動を通じて得た知識、技術を他の学習者のために生かす生涯学習支援ボランティアに関する相談、情報提供を行うとともに、研修によるスキルアップを行う。
高齢者地域福祉推進事業	県	老人クラブの友愛活動(見守り訪問等)や生活支援活動、清掃・奉仕・環境活動、健康づくり、安全活動(交通安全等)などの事業に対し助成する。

(3) 世代間交流

現状・第7期計画の評価

● 多世代交流を通じた地域活動を実施することは、高齢者の健康だけでなく、子どもや若者の成長にも良い影響があるとされています。

そのため、多世代交流を通じたシニアの活躍推進を図る取組として、2020 年度から高齢者がいきいきと輝くまちづくりモデル事業を実施しています。

- 小・中学校の持つ教育機能や施設を地域へ開放し、地域住民の多様な学習機会を提供する場として、2018年度には48市町村、775校で「教室開放事業」を実施しており、様々な技能を持つ高齢者も指導者として参加しています。
- 保育所入所児童・幼稚園児や小・中学生、高校生が特別養護老人ホーム等を訪問して、高齢者の話し相手になったり、遊戯をするなど、行催事を通じて交流が盛んになっています。また、小・中学校では「総合的な学習の時間」等で、高等学校では「総合的な探究の時間」等で、メニューの一つとして福祉体験や高齢者との交流を行い、高齢者が地域の歴史や教えることや高齢者の疑似体験などが行われています。

基本方針

- 県内の多世代交流を通じたシニアの活躍推進の取組について、他の市町村へ情報提供します。
- 世代間の交流活動の機会拡大に努めます。

- モデル事業の実施報告書をもとに事業の実施結果を検証し、そこで明らかになった課題について新たな事業展開を行う際に活用していきます。
- 保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、児童館、老人福祉施設などでの行催事や施設における中高生の学習体験の受け入れ等を通じて世代間の交流活動の機会拡大に努めます。